

【和高生 身だしなみテーマ】

進学・就職試験の受験に適した服装と着こなし及び髪型で学校生活を送ること。また、校外においても、制服着用の際し、和高生として自覚ある態度、行動をとること。

(1) 服装に関する規定

通常制服	夏季制服
<ul style="list-style-type: none"> ・規定のブレザー ・規定のスラックス、もしくは、規定のスカート ・規定の白カッターシャツ（校章入り） ・規定のネクタイ (セーター、ベストを着用する場合は規定のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・規定のスラックス、もしくは、規定のスカート ・規定の半袖ポロシャツ（推奨） ・規定の半袖白カッターシャツ（校章入り） ・規定の長袖白カッターシャツ（校章入り） (移行時に規定のベスト着用も可) ・ノーネクタイ

ア 更衣の時期について

移行期間 (目安)	5/1～5/31 10/1～10/31	カッターシャツ（ノーネクタイ）もしくは、ポロシャツ（裾出し可） ブレザー・セーター（ネクタイ着用）
夏	6/1～9/30	ポロシャツ（裾出し可）もしくは、カッターシャツ（ノーブレザー、ノーネクタイ）
冬	11/1～4/30	ブレザー、ネクタイを着用

※移行期間は気温や体調等に応じて各自で判断してください。

イ ソックス等について

(ア) ソックスは、白、紺、黒、グレーの単色無地を基本とします。なおルーズソックス、レッグウォーマーは禁止です。

(イ) ストッキング・タイツは黒色またはベージュのものを着用してください。

ウ インナーについて

インナーは白または薄い色（カッターシャツ、ポロシャツ着用時にはっきりと色がわからないもの）で、袖や襟から出ないものを着用してください。なお、絵柄は禁止とし、メーカー名等のワンポイントは認めます。

エ ベルトについて

ベルトは黒、茶の無地（ステッチも同色）のものとし、金具などに装飾があるものは禁止です。

オ 防寒着（アウター）について

防寒着は華美でないものをブレザーの上から着用してください。前がチャックやボタンで開け閉めできるものとし、

カ 服装等に関する注意事項

(ア) 登下校時は、休日・長期休業中も含めて必ず制服を着用してください。

(イ) 制服を正しく着用してください。着くずしに対し、指導します。

(ウ) 規定の制服の改造は禁止します。行った際、買い換えを指示する場合があります。

(エ) 女子のスカート丈は、膝の下端を基準とします。膝上となるスカートは制服として認めません。

(オ) 破ける、糸が切れる、ホックが壊れる、ボタン紛失などが起きた場合は、修繕または再度購入してください。

(カ) 怪我などやむを得ない事情で異装する場合は、異装願を提出し、指示を受けてください。

(2) 日常生活に関する規定

ア 頭髪について

(ア) 染色や脱色による頭髪の変色は禁止します。変色した場合は地毛の色に戻してもらいます。なお、ドライヤーやアイロン等の熱による変色についても、改善を求める場合があります。

(イ) パーマネント、エクステ、そり込み、ライン、不自然な刈り上げ等は禁止します。

※くせ毛や生まれつきの茶色毛等については、頭髪に関する届け出をしてください。

※定期的に頭髪服装検査を実施します。

イ 化粧・アクセサリーについて（1年間の累積によって指導）

(ア) 化粧（マニキュア・ファンデーション入り日焼け止め・色付きリップ・眉毛を書く等を含む）・香水（コロン）・アイプチ・カラーコンタクト・ディファインレンズ等をすることは禁止します。

(イ) アクセサリー類（ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット・ミサンガ・ファイテン等）の着用は禁止です。また、ピアスの穴をあけることも禁止です。

ウ 怠学行為（理由のない遅刻、早退、中抜け）は禁止です。（1年間の累積によって指導）

上記 ア～ウは、高校生として当然守るべき最低事項（高校生自覚不足）とし、指導します。

また、集団生活において支障があると判断した場合は、別室対応もしくは下校指導を行います。

エ 自転車の二人乗り、携帯電話の使用やイヤホンを装着しながらの運転、傘差し運転等は禁止します。

（1年間の累積によって指導）

オ 特別指導対象事項

以下の行為が行われた場合、特別指導の対象となります。

分類	項目
情報モラル	無断画像投稿、盗撮など
いじめ	SNSでの誹謗中傷、暴力、悪口、無視、いじり、金品強要など
暴行	暴言、強要、恐喝、暴力（傷害）、器物破損など
触法行為	窃盗、盗電、無賃乗車など
不良行為	喫煙、危険物使用または所持、飲酒、青少年立ち入り禁止施設への出入り、深夜徘徊、単車・自動車等の無断免許取得及び無断通所・運転・性的不良行為など
考査不正	カンニング・答案用紙改ざん・携帯電話及びウェアラブル端末所持
指導に従わない行為	授業妨害・その他指導に従わない行為など
無断アルバイト	無許可で行うアルバイト

(3) 携帯電話等の取扱いに関する規定

ア 携帯電話の取扱いについて

登校後 (本鈴まで)	本鈴8:20 朝SHR	通常授業、午前中授業、学校行事など (定期考査期間は別途指示)	終SHR	放課後
校舎内使用禁止※1 校舎外使用可※2	使用禁止時間帯			使用可

※1 校舎内・・・A・B・C・D棟内、体育施設（体育館・武道場等）、部室

※2 校舎外・・・ピロティ、駐輪場など『校舎内』以外の場所

(ア) 本鈴から終わりのSHR終了までは、携帯電話の電源を切る使用禁止時間帯とし、朝SHR以前（指定場所のみ）と終わりのSHR以降は、使用を認めます。

※ただし、C棟1階は原則使用禁止。

(イ) 次の場合、使用禁止時間帯に特別に使用を認めます。

- 1) 授業やその他の学校活動において教員が使用を許可した場合。
- 2) 体調不良等で保健室からの保護者連絡を教員が指示した場合。

※なお、連絡等で使用したい場合は、職員室前での使用を許可します。

(ウ) 保護者より緊急な連絡が必要な場合は、保護者から学校に直接連絡してください。

(エ) 放課後の使用について

校舎内で使用を許可する事項	校舎内で使用を認めない事項
(ア) 通話やメール等での連絡 (イ) 学業・学校行事に関わる検索・視聴・作成 (ウ) 学習・記録用の撮影・編集 (エ) 部活動・補習等での使用	(ア) ゲーム (イ) 音楽鑑賞・動画視聴 (ウ) その他の不適切な使用（いじめ・SNS上での誹謗中傷・プライバシーの侵害・名誉棄損など）

イ 管理方法

携帯電話は、財布と同様に原則自己管理となります。電源をOFFにし、放課後までカバンまたはロッカーから出さないでください。ただし、教室移動の際は、小型のバッグ、巾着袋等を活用して持ち運び管理して構いません。

※使用禁止時間帯は机の中や制服のポケット内での所持は認めません。

ウ 違反の場合（使用禁止時間帯）の指導

(ア) その場で使用と携帯電話の状態（画面の割れ等）を確認し預かります（ロック、電源OFFを確認）。

(イ) その日の放課後に指導を行い、携帯電話を返却します。

(ウ) 担任（年次）が保護者連絡を行います。

※ 違反回数に応じて、段階的に指導します。（1年間でリセットする）

エ 使用行為の判断基準

(ア) 実際の使用および電源OFFになっていないことによる着信音等の反応があった場合。

(イ) 使用を許可した際に指示以外の不適切な使用をした場合。

(ウ) 使用禁止時間帯にカバンから出す行為（電源 ON、OFFに限らない）。

オ その他

(ア) 学習活動に不必要な電子機器（イヤホン、ウォークマン、アイポッド・ゲーム端末等）についても同様とします。

4 アルバイトに関する規定

アルバイト承認条件	特別 アルバイト	学期末 アルバイト
(ア) 経済的に困難な生徒。	○	—
(イ) 成績において成績不良科目がない者。	○	○
(ウ) 遅刻、欠席を繰り返す等、問題がない者。	○	○
(エ) 生活面（服装・頭髪、問題行動等）に問題がない者。	○	○
(オ) 年次が認める者。	○	○
(カ) 部活動顧問が認める者。	○	○

※特別アルバイト…学期中の土、日、祝日、生徒休業日と期末考査終了後、長期休業中のアルバイトを承認します。学期中の平日、考査期間（考査前1週間含む）は禁止です。

*急を要する事態等が生じた際は別途審議し、承認内容を変更することもあります。

※学期末アルバイト…各学期の期末考査終了後の平日の放課後、土、日、祝日、直後の長期休業中のアルバイトを承認します。ただし、放課後の補習や指導、部活動を優先とします。

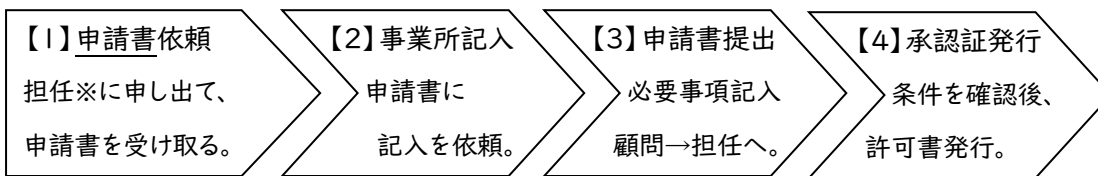
○時間帯 8:00※～20:00 ※相談可 (帰宅時間が21:00を越えない就業先を考えてください。)

○禁止業種・業務

風俗営業、またはそれに類する業務
遊技場（パチンコ等）
自動車、単車等を運転する業務
危険を伴う、または健康を害する業務
夜間勤務（20時以降は禁止）
主に酒類を扱う業種（居酒屋、バー等）
その他、生徒指導部が禁止と判断した業務

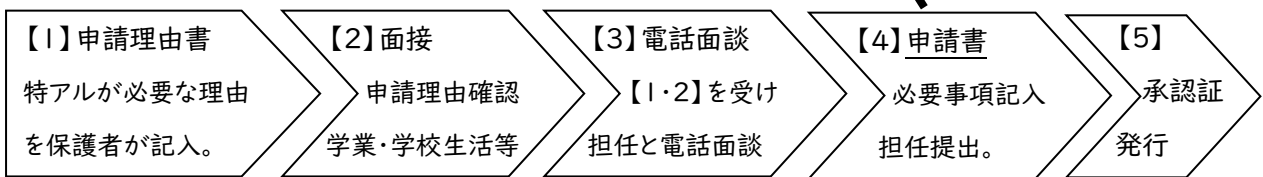
ア 申請について

◆学期末アルバイト・・・学期ごとに申請が必要



※成績確認(担任)

◆特別アルバイト・・・1度の申請で卒業まで有効



上記参照

➡年次・生指・部主任 ➡年次会 *生徒指導委員会審議

(ア) 1年次は学業・学校生活を優先するため、1学期末アルバイトから申請可能とします。

(イ) 条件を満たさない事態が起きた場合は、アルバイト停止とします（本人面談/家庭連絡）。

条件：1) 次学期の成績で判断 2) 2週間の確認期間 3) 2週間～1カ月の確認期間を経て判断

(ウ) アルバイト先を変更・追加する場合は、必ず申請書を提出してください。

イ 違反の場合の指導について

無断アルバイト、規定時間外アルバイトは発覚しだい、指導を行います。

5 自動車及び単車等の運転及び運転免許証取得に関する規定

- ア 本校では、事故により命を亡くす、大怪我をする場合や加害者となる場合があることを考え、在学中に自動車及び単車等の運転及び免許を無断で取得することを禁止します。
- イ 教習所入所時期と条件について
就職内定者、進学決定者は、3年次の2学期期末考査最終日の翌日から入所及び通所を認めます。
また、これら以外の生徒は自主登校期間からの入所が可能です。ただし、3学期始業式から3年次最終登校日（1月末）までの期間は学業優先とし原則禁止します。
- ウ 教習所入所手続き
(ア) 「自動車運転免許取得許可願」を担任に提出する。
(イ) 校長の許可を受け「自動車運転免許取得同意書」を学校が発行する。
(ウ) 「自動車運転免許取得 同意書」を教習所に提出する。
- エ 注意事項
(ア) 「自動車運転免許取得同意書」無しの免許取得・通所は禁止です。違反の場合は、特別指導を実施します。
(イ) 卒業式までに免許を取得した場合、在学中の運転は禁止です。違反の場合は、特別指導を実施します。
(ウ) 合宿は認めません。

6 その他

- ア 生徒の送迎について（お願い）
学校への乗り入れは原則禁止です。また、正門前周辺は見通しの悪いカーブであるため駐停車は大変危険ですのでおやめください。また、他の施設（JA等）への乗り入れは、禁止されています。
三浦クリニック前の駐停車は車道の幅が狭いため、車道の両側に駐停車された際には、他の車の通行の妨げとなります。校門付近から離れたエリアで安全を確かめ乗降させてください。
※生徒の体調、けがの状態によっては学校内での乗降を認めます。
- イ 生徒の欠席・遅刻の連絡について（お願い）
欠席、遅刻の連絡は、保護者の方から学校へ連絡してください。やむを得ない場合は本人から連絡させてください。連絡がない場合は、確認のため、連絡をさせていただきます。
- ウ 学校から警察への相談・通報制度について
生徒による非行事案等にかかる警察との連携については、平成16年4月8日付け教高第1045号「生徒による問題行動等の学校から警察への通報制度について（通知）」に基づいて取り組んでいるところです。また、県立学校から警察への相談・通報制度については、平成28年4月1日から運用されています。
本校生も、内容によっては、学校から警察へ相談、あるいは学校が先に認知した場合の通報を行います。